

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年8月19日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和4年度コピー用紙（下半期 単価契約）（学校・保育所分）
(2) 物品・委託役務管理番号	18040057
(3) 物品委託役務内容	令和4年度下半期に東広島市立小中学校及び保育所ほかで使用するコピー用紙の購入。
(4) 納入・履行期間	令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市立小中学校及び保育所ほか
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	物品売買契約約款（単価）
(11) 契約種別	複数単価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和4年8月19日公告・令和4年度コピー用紙（下半期 単価契約）（学校・保育所分）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない整数の額とする。なお、契約単価も同様とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する整数の額とする。ただし、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を契約単価とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載すること。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年8月19日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年8月19日～ 令和4年9月8日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年8月19日～ 令和4年8月26日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 総務部 契約課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 /ファックス番号 082-431-0077 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年8月31日～ 令和4年9月8日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年9月6日～ 令和4年9月7日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年9月8日 午前9時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

仕 様 書

1 物品の名称

令和4年度コピー用紙（下半期 単価契約）（学校・保育所分）

2 納入期間

令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）まで

3 規格及び品質

(1) できるだけ環境への負荷が少ないものとし、以下の条件の全てを満たすもの

ア 白色度が80%以上であるもの

イ 古紙配合70%以上であるもの

ウ 坪量は64g/m²から68g/m²までとし、複写機に紙詰まり等が発生しにくいもの。

エ 環境物品等の調達に関する基本方針（令和4年2月変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に規定する総合評価値が80以上であるもの。また、受注者は、契約締結後速やかに、総合評価値を確認できる書類を提出すること。

(2) 1箱の入数

「4 参考数量」のとおり

4 参考数量

品番	品名	参考数量	単位	発注実績 (R1(H31)下半期)	発注実績 (R2 下半期)	発注実績 (R3 下半期)
01	A4（1箱2,500枚入り）	2,235	箱	1,943	2,181	2,580
02	A3（1箱1,500枚入り）	1,409	箱	1,120	1,366	1,739
03	B5（1箱2,500枚入り）	317	箱	226	302	422
04	B4（1箱2,500枚入り）	960	箱	880	900	1,099

※ 参考数量は見込み数量であり、発注数量を保証するものではありません。

5 納入期限

発注日の翌日から起算して7日以内（土・日・祝日は除く）とする。

6 発注単位

1か所1回あたりの発注単位は、B5サイズ、B4サイズ、A4サイズ、A3サイズの各種類を合わせて、5箱以上とする。

ただし、複数の所属と合計して5箱となるように発注する場合がある。

7 発注方法

電話等で随時発注することとし、電話等で発注した日を発注日とする。

納入場所が1か所でも、納品書の作成は複数を経る場合がある。その際は発注担当者の指示に従い、納品書を作成し、提出すること。

なお、最終発注日は令和5年3月22日（水）とする。

ただし、令和4年内の発注は同年12月19日（月）までとし、令和5年の発注は同年1月4日（水）からとする。

8 納入場所

東広島市内保育所、幼稚園、小学校、中学校、学校事務センター等（別紙1～3のとおり）

9 納入時の提出書類

納品書を上記8の各納入場所に提出すること。また、1回の発注で複数作成が必要な場合は発注担当者の指示に従い作成し、提出すること。

10 契約単価

契約単価は、消費税及び地方消費税（以下「消費税額」という。）に係る課税事業者にあつては入札書記載金額（単価）とし、消費税額に係る免税事業者にあつては入札書記載金額（単価）に当該額の100分の10を乗じて計算した額（当該額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

11 請求書の提出先

発注課での検査合格後に、納入日の属する月の翌月に速やかに東広島市会計管理室会計課（以下、「会計課」という。）へ提出すること。

12 請求書について

会計課へ提出する請求書は毎月ごとの履行数量を1通にまとめ、次の事項を記載すること。

(1) 請求書の発行日

(2) 受注者の氏名・代表者職氏名及び使用印鑑

(3) 請求先名 「東広島市役所会計課」

(4) 請求件名 「〇月分コピー用紙代一式（学校・保育所分）」

(5) 請求書には、納入場所ごとに算出した合計額をすべて足したものを総合計額として記載すること。

納品場所毎の合計額の算出方法は、品番ごとの契約単価に当該納入月分の履行数量を乗じて計算した額の合計額。ただし、消費税額に係る課税事業者にあつては当該合計額に10パーセントを乗じて計算した額（当該額に円単位未満の端数があるときはその額を切り捨てた額）を消費税額として記載し、先の合計額と消費税額を合計して計算する。

13 その他の提出書類

請求書の提出と合わせて、次の書類を会計課へ提出すること。

(1) 請求内訳書（品名ごとの納品数、契約単価及びその合計金額を記載したもの。なお、消費税額に係る課税事業者にあつては、請求内訳書の記載金額は消費税額を含まないものとする。）

(2) 納品した部署、納品日、品番ごとの箱数、金額がわかるもの（納品書のコピーでも可とする。）

14 問い合わせ先

東広島市 総務部 契約課 物品役務係

電 話（082）420-0930

FAX（082）431-0077

	学 校 名	電話番号	学校住所
1	西 条 小 学 校	422-3322	西条中央二丁目15番1号
2	寺 西 小 学 校	423-2632	西条町寺家6664番地1
3	郷 田 小 学 校	425-0005	西条町郷曾11133番地
4	板 城 小 学 校	425-0001	西条町森近甲10234番地1
5	三 永 小 学 校	426-0005	西条町下三永10929番地2
6	川 上 小 学 校	428-1445	八本松飯田五丁目8番47号
7	原 小 学 校	429-0076	八本松町原11407番地5
8	吉 川 小 学 校	429-1054	八本松町吉川365番地
9	八 本 松 小 学 校	428-3564	八本松町原10128番地137
10	志 和 小 学 校	433-2019	志和町志和西1432番地
11	小 谷 小 学 校	434-0518	高屋町小谷3543番地3
12	高 屋 東 小 学 校	434-0318	高屋町白市589番地
13	高 屋 西 小 学 校	434-0003	高屋町中島582番地
14	造 賀 小 学 校	436-0002	高屋町造賀2774番地1
15	東 西 条 小 学 校	423-9110	西条吉行東一丁目2番1号
16	平 岩 小 学 校	422-5355	西条町寺家10521番地9
17	御 園 宇 小 学 校	422-6220	西条町御園宇8544番地6
18	高 美 が 丘 小 学 校	434-7620	高屋高美が丘四丁目1番1号
19	三 ツ 城 小 学 校	421-1020	西条中央七丁目23番55号
20	板 城 西 小 学 校	0823-82-2149	黒瀬町小多田257番地
21	上 黒 瀬 小 学 校	0823-82-2805	黒瀬町宗近柳国10271番地2
22	乃 美 尾 小 学 校	0823-82-2016	黒瀬町乃美尾10554番地1
23	中 黒 瀬 小 学 校	0823-82-2024	黒瀬町檜原10018番地1
24	下 黒 瀬 小 学 校	0823-82-2115	黒瀬町津江11225番地3
25	福 富 小 学 校	435-2341	福富町下竹仁2096番地3
26	豊 栄 小 学 校	432-2134	豊栄町鍛冶屋370番地
27	河 内 小 学 校	437-1128	河内町中河内1757番地1
28	入 野 小 学 校	437-1031	入野中山台四丁目20番1号
29	木 谷 小 学 校	0846-45-0275	安芸津町木谷4122番地
30	三 津 小 学 校	0846-45-0024	安芸津町三津4680番地
31	風 早 小 学 校	0846-45-0052	安芸津町風早789番地
32	も み じ 小 学 校	420-9131	八本松町原10844番地
33	龍 王 小 学 校	493-6003	西条町寺家5415番地6
1	西 条 中 学 校	423-2529	西条町寺家6466番地
2	向 陽 中 学 校	425-0007	西条町大沢10025番地2
3	八 本 松 中 学 校	428-0202	八本松南二丁目2番1号
4	志 和 中 学 校	433-2019	志和町志和西1432番地
5	高 屋 中 学 校	434-0011	高屋町中島760番地
6	磯 松 中 学 校	428-6675	八本松町正力10666番地1
7	松 賀 中 学 校	422-6277	西条町御園宇10860番地
8	高 美 が 丘 中 学 校	434-0026	高屋高美が丘一丁目1番1号
9	黒 瀬 中 学 校	0823-82-2039	黒瀬町丸山82番地1
10	福 富 中 学 校	435-2341	福富町下竹仁2096番地3
11	豊 栄 中 学 校	432-2351	豊栄町鍛冶屋341番地1
12	河 内 中 学 校	437-1128	河内町中河内1757番地1
13	安 芸 津 中 学 校	0846-45-0158	安芸津町三津5563番地8
14	中 央 中 学 校	431-5055	西条町下見4281番地1
15	も み じ 中 学 校	420-9131	八本松町原10844番地

別紙2

学校事務センター一覧表		
学校事務センターの名称	電話番号	学校事務センター設置校
東広島市 西条第一学校事務センター	082-423-5070	東広島市立中央中学校
東広島市 西条第二学校事務センター	082-422-6431	東広島市立松賀中学校
東広島市 西条第三学校事務センター	082-422-3400	東広島市立西条小学校
東広島市 八本松学校事務センター	082-428-1033	東広島市立八本松中学校
東広島市 高屋学校事務センター	082-434-5560	東広島市立高美が丘小学校
東広島市 黒瀬学校事務センター	0823-81-0366	東広島市立黒瀬中学校
東広島市 東広島北部学校事務センター	082-435-3400	東広島市立福富中学校
東広島市 河内学校事務センター	082-437-1556	東広島市立河内中学校
東広島市 安芸津学校事務センター	0846-45-6133	東広島市立安芸津中学校

別紙3

幼稚園・保育所一覧表

番号	地域	施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	八本松公立	八本松中央幼稚園	〒739-0151	八本松町原10127-1	428-2465	428-2561
2	西条公立	御園宇幼稚園	〒739-0046	鏡山3丁目6-27	422-4640	422-6105
1	西条公立	寺西保育所	〒739-0041	西条町寺家7735-3	423-4138	423-4173
2	西条公立	西条東保育所	〒739-0043	西条西本町11-24	423-6987	423-7289
3	西条公立	板城保育所	〒739-0032	西条町森近966-1	425-1101	425-1287
4	西条公立	郷田保育所	〒739-0035	西条町郷曾11133-2	425-0576	425-0692
5	八本松公立	吉川保育所	〒739-0152	八本松町吉川351-1	429-1055	429-1790
6	八本松公立	原保育所	〒739-0151	八本松町原6782-1	429-0950	429-0963
7	八本松公立	川上西部保育所	〒739-0144	八本松南2丁目3-1	428-0262	428-0358
8	八本松公立	川上東部保育所	〒739-0132	八本松町正力1441-1	428-0962	428-0984
9	八本松公立	川上中部保育所	〒739-0146	八本松飯田2丁目17-5	428-2823	428-2853
10	高屋公立	高屋東保育所	〒739-2114	高屋町白市631-1	434-0303	434-0695
11	高屋公立	小谷保育所	〒739-2121	高屋町小谷1694	434-0537	434-0553
12	高屋公立	造賀保育所	〒739-2101	高屋町造賀3686	436-0012	436-0261
13	高屋公立	高屋中央保育所	〒739-2125	高屋町中島407	434-4032	434-4953
14	志和公立	志和堀保育所	〒739-0269	志和町志和堀839-6	433-2515	433-2645
15	黒瀬公立	板城西保育所	〒739-2501	黒瀬町小多田438-1	0823-82-5051	0823-27-5056
16	黒瀬公立	上黒瀬保育所	〒739-2503	黒瀬町南方1411	0823-82-5243	0823-27-5246
17	黒瀬公立	乃美尾保育所	〒739-2622	黒瀬町乃美尾2131	0823-82-5241	0823-27-5245
18	黒瀬公立	中黒瀬保育所	〒739-2612	黒瀬町丸山1453-4	0823-82-3122	0823-27-3126
19	黒瀬公立	暁保育所	〒739-2732	黒瀬町津江857	0823-82-3121	0823-27-3125
20	安芸津公立	木谷保育所	〒739-2401	安芸津町木谷11218-1	0846-45-4322	0846-45-4322
21	安芸津公立	三津保育所	〒739-2402	安芸津町三津5545-2	0846-45-2170	0846-45-2170
22	安芸津公立	風早保育所	〒739-2403	安芸津町風早367-3	0846-45-1476	0846-45-1476
23	福富公立	認定こども園くぼ	〒739-2303	福富町久芳3327	435-2034	435-2034
24	福富公立	認定こども園たけに	〒739-2302	福富町下竹仁534-2	435-2371	435-2371
25	豊栄公立	認定こども園とよさか	〒739-2317	豊栄町鍛冶屋577-1	432-2019	432-2019
26	河内公立	河内西保育所	〒739-2204	河内町河戸802-2	438-0283	438-0283